

手続き手順

請負業者

藤沢市

請負代金額の変更の請求
(様式-1、様式1-1)

残工期の2ヶ月以上前

『契約課』に提出

請求日から7日以内

協議開始日の通知(様式-2)
変更額算定に必要な資料を請求

『契約課』から通知

変更額算定に必要な資料を提出
様式-3、[様式-3-1]、
[様式-3-2]、[様式-3-3]、
・請負代金額の変更の対象材料証明書

協議開始日まで

『工事担当課』に提出

請負代金額の変更の協議(様式-3各様式)
工事担当課と様式-3の各様式について確認・協議

7~10日間で様式-3の各様式の内容を協議のうえ決定

協議開始日から
14日以内に決定

協議内容の決定協議(様式-4)
請求に対する市の確定内容を通知

『契約課』から通知

請負代金額の契約変更(様式-4)
契約課から通知した様式-4の内容を確認・了承

変更契約の締結願い(様式-5)
協議了承により変更契約の締結通知

『契約課』から通知

工事請負変更契約書(様式5-1)
変更契約の締結